

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、福岡県知事から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 5 月 27 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

- 1    作業種類    公共測量（地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2    終了年月日    令和 7 年 3 月 24 日
- 3    作業地域    佐賀市諸富町